

○飯山市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成28年3月29日教育委員会告示第8号

飯山市特別支援教育就学奨励費支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒（以下「児童等」という。）であって学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童等、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童等又は飯山市他校通級実施要綱（平成6年飯山市教育委員会告示第5号）の規定に基づく通級による指導を実施する学校に通学する児童等の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象経費等）

第2条 就学奨励費の支給の対象となる経費及び支給額は、別表のとおりとする。

（支給対象者）

第3条 就学奨励費の支給の対象となる者（第6条において「支給対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別支援学級に就学し、又は通級による指導を実施する学校に通学する児童等の保護者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）生活保護法（昭和25年法第144号）第6条第2項に規定する要保護者で、同法第13条の規定による教育扶助又は同法第12条の規定による生活扶助を受けていないもの
- （2）飯山市要保護・準要保護児童等就学援助費支給要綱（平成28年飯山市教育委員会告示第7号）の規定に基づく就学援助を受けていない者
- （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、指定療育機関等における就学に係る措置費又は療育の給付を受けていない者
- （4）特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額が、同号に規定する需要額の2.5倍未満の者

（申請等）

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする者は、申請書に関係書類を添え、児童等が在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を經由して教育委員会へ提出しなければならない。

2 就学奨励費の給付を辞退しようとする者は、辞退届を学校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。

(支給認定等)

第5条 教育委員会は、前条の申請書（以下「申請書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、就学奨励費を支給する旨の決定（以下「認定」という。）又は支給しない旨の決定をするものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により認定し、又は就学奨励費を支給しない旨の決定をしたときは、学校長を経由して申請書を提出した者に通知するものとする。

(認定の取消し等)

第6条 教育委員会は、年度の中途において、児童等が支給対象者に該当しなくなったとき保護者の辞退、児童等の転学又は死亡等により就学奨励費の支給を必要としなくなったときは、認定を取り消すものとする。

(支給期間)

第7条 就学奨励費を支給する期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 年度の中途において認定を受けた者に対する就学奨励費は、当該認定に係る申請書を受領した日の属する月から支給する。

3 年度の中途において認定を取り消された者に対する就学奨励費は、当該認定の取消しを受けた日の属する月までの支給とする。

(支給時期)

第8条 就学奨励費は、11月及び翌年の3月に支給するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、その都度支給することができるものとする。

(報告)

第9条 児童等が、年度の中途において転学又は死亡等により就学奨励費の支給を必要としなくなったときは、学校長は、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(権限の委任)

第10条 学校長は、保護者からの委任に基づき、就学奨励費を代理して受領することができるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

区分	支給対象経費	支給額
学用品費・通学用品費	児童等の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習教材を含む。）及び児童等（第1学年の者を除く。）が通常必要とする通学用品の購入費	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日付文
新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に入学する児童等（年度当初に認定されている者に限る。）が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	部大臣裁定)に基づき定められる児童等1人当たりの単価の範囲内において
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童等が学校行事としての宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	別に定める額
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童等が学校行事としての宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学料。ただし、1学年について1回に限る。	
修学旅行費	児童等が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	
体育実技用具費	児童等がスキー授業を受けるに当たり、当該授業を受ける児童等全員が個々に用意することとされているスキー板、スキー靴、ストック及び金具の購入費	
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費	
通級費	在学する学校から飯山市他校通級実施要綱の規定に基づく通級による指導を実施する学校までの通	

	学に要する交通費	
--	----------	--